（任命）

**第九条**　検査官は、一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、国土交通大臣が命ずる。

一　（略）

二　第四条第二号に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者であつて、自動車の検査業務につき三年以上又は自動車に関する業務及び自動車の検査業務につき、これらを通算して四年以上の経験を有する者

三　第四条第一項第三号に規定する大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同号に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、自動車の検査業務につき一年以上又は自動車に関する業務及び自動車の検査業務につき、これらを通算して三年以上の経験を有する者

四　（略）

2　（略）

（独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令の一部改正）

**第二条**　独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令（平成十四年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （審査事務等を実施する者）<br>**第二十五条**　機構法第十五条の国土交通省令で定める資格を有する者は、審査事務（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）を行う場合にあっては、機構の職員であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。<br>一　（略）<br>二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による学校を含む。次項第四号において同じ。）又は中等教育学校を卒業し、かつ、国土交通省等において自動車の検査事務に通算して三年以上又は自動車に関する事務に通算して四年以上従事した者<br>三　学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次項第五号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次項第五号において同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、国土交通省等において自動車の検査事務に通算して一年以上又は自動車に関する事務に通算して三年以上従事した者<br>四　（略） | （審査事務等を実施する者）<br>**第二十五条**　機構法第十五条の国土交通省令で定める資格を有する者は、審査事務（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）を行う場合にあっては、機構の職員であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、機構の理事長が選任した者とする。<br>一　（略）<br>二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による学校を含む。次項第四号において同じ。）又は中等教育学校を卒業し、かつ、国土交通省等において自動車の検査事務に通算して五年以上従事した者<br>三　学校教育法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次項第五号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次項第五号において同じ。）において機械に関する学科を修め、これを卒業し（当該学科を修め、同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、国土交通省等において自動車の検査事務に通算して一年以上又は自動車に関する事務に通算して三年以上従事した者<br>四　（略） |